

令和 7 年度

長岡小学校いじめ防止基本方針

(3 6) 富山市立長岡小学校

いじめ防止基本方針

1 長岡小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

富山市立長岡小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下

「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「長岡小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての子供に関わる問題であることから子供が安心して学習や活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態と課題

- ・全体的には、友達への思いやりをもって接する児童が多いが、友達との関わり方（インターネットを通じて行われるものも含む）で、自分本位な言動が原因でトラブルになる傾向がある。ソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンター等の活動を道徳科や特別活動等に取り入れながら、日頃の学習活動全体を通して指導していかなければならない。
- ・低学年の段階で未然防止の指導の充実に努める必要がある。
- ・冷やかしやからかい、直接の悪口等、言葉によるものが多いので、言語環境に留意した教育活動に努める必要がある。

3 いじめ問題への対応

(1) いじめの防止のための取組

- ・「いじめは絶対に許さない」「いじめは見逃さない」との雰囲気を学校全体につくるとともに、「自分の大切さと同じように、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努める。
- ・道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子供の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。
- ・一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- ・子供がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取組（児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置等）を推進する。
- ・いじめにつながりやすい感情を抑えるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努める。
- ・いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組む。

※参照 【表1 校内いじめ防止対策委員会】P.7

- ・空気のいじめ（何もしないこともいじめである）という考え方を教職員及び児童に周知する。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。

※参照 【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】P.8

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・休み時間や放課後の子供の様子、子供との日常のやりとり、教育相談や家庭訪問等を通して、アンテナを高くして子供たちを見守る。
- ・些細ないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組む。
- ・二次相談までの体制を整えた定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくるようにする。

- ・子供や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、SCや保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努める。
- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、些細な兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保する。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ防止対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。

※参照【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】P. 9

※参照【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】P. 10

- ・速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡する。
- ・犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、富山西警察署と相談をして対応する。
- ・いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行う。
 - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保する。
 - イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導するなど、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようする。
 - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、継続して解決に取り組む。
- ・いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行う。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
 - ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
 - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行う。
 - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行う。

- ・いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
- ・謝罪で解決したものとせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続ける。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を行う。
- ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知する。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努める。
- ・いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされてる場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が少なくとも3か月間継続していることを目安とし、支援を継続していく。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

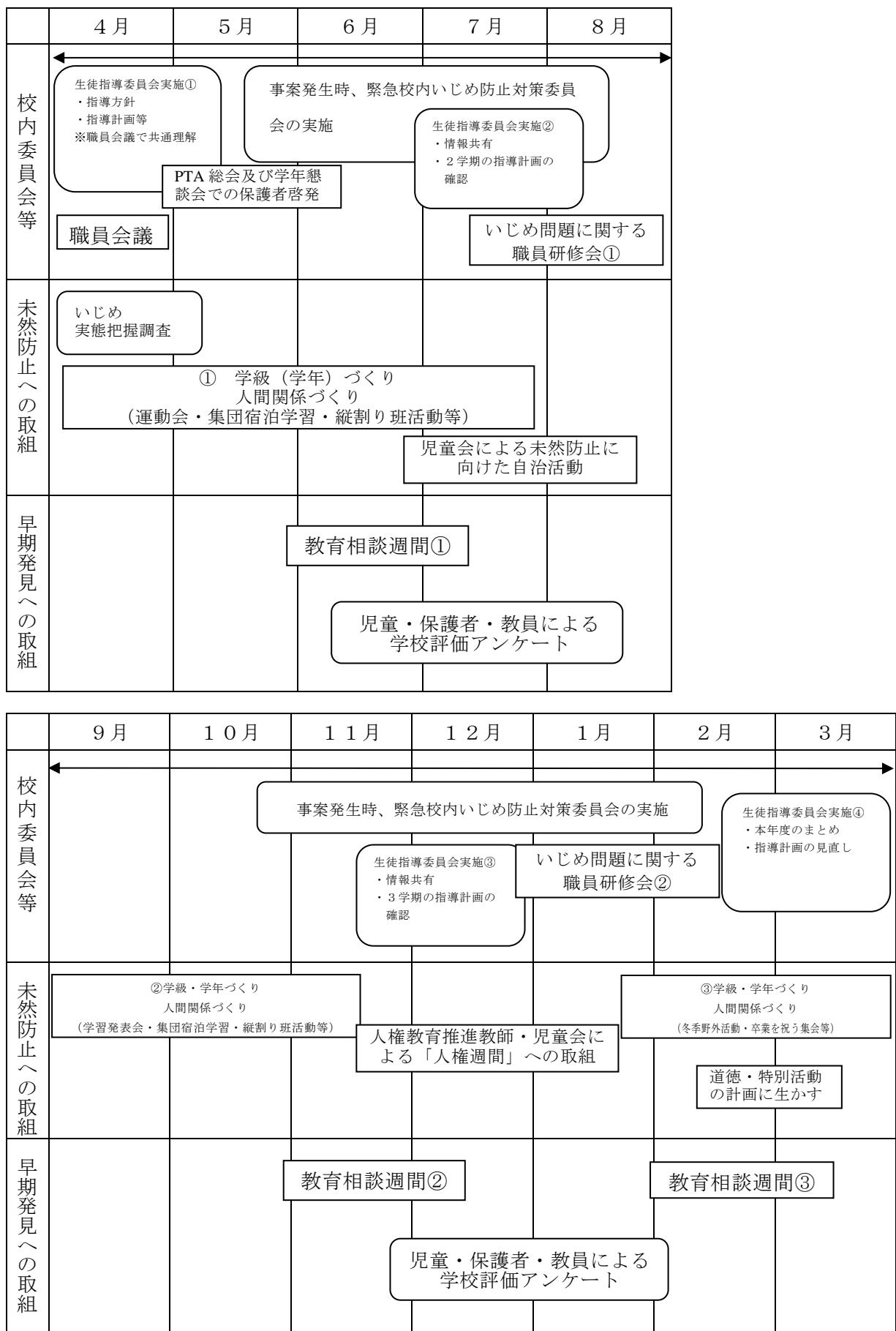
被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。

【表1 校内いじめ防止対策委員会】

役 職	氏 名	分担 1	分担 2	備考
校 長	松本 竜也	総括		
教 頭	大西 真紀	集約		
教務主任	佐武 久彰		対応班	
生徒指導主事	安岡 佳子	調査班	対応班	
学級担任	島崎 彩音	調査班	対応班	
	森田 久智			
	池田 玲奈			

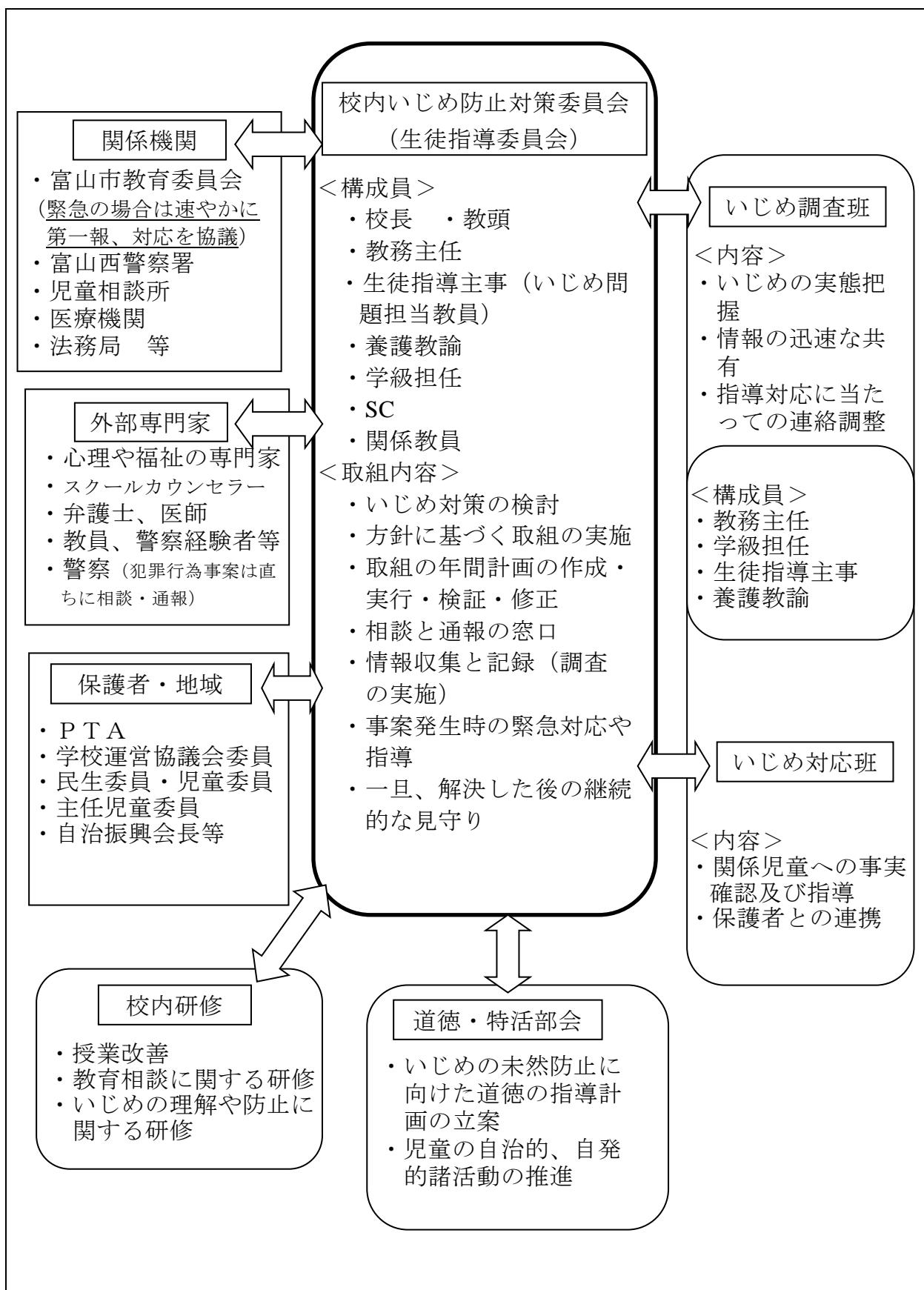
	相馬 慎ノ介 五十嵐 彩希 安岡 佳子 茂 正敏 萩本 千春			
養護教諭	水上 加奈子	調査班	対応班	

【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

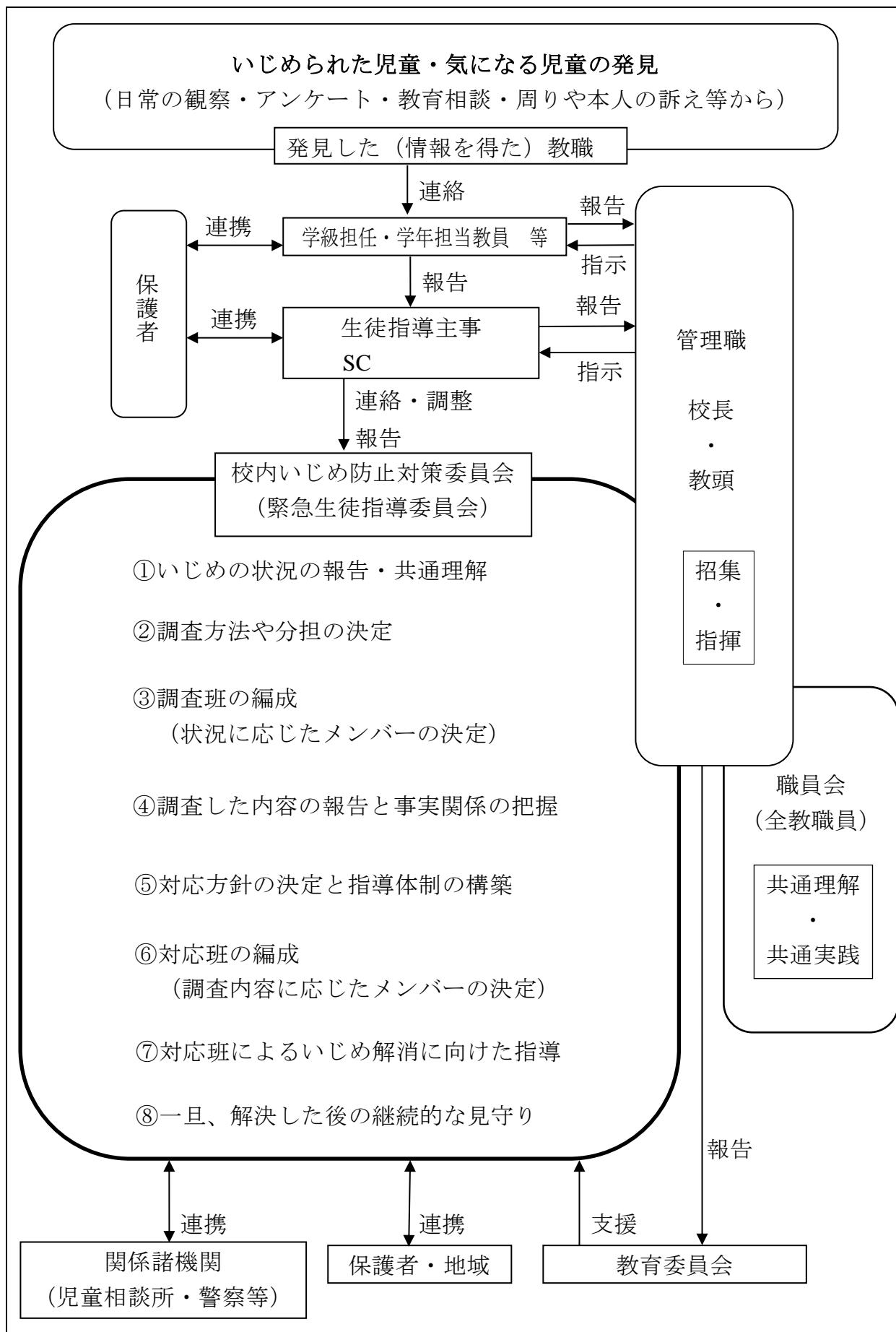


【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

(法第22条に基づく組織 <必置>)



【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
(児童が自殺を企図した場合等)
 - ②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる。
- ・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる必要がある。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配付や緊急保護者会の開催を行う。
- ・事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。

5 いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について

文部科学省から令和5年2月7日付で「児童生徒の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案」や「いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案」については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めるなければならないことが通知された。

近年、全国的に「いじめ問題」も多様化し、学校だけでは対応が困難なケースも増えており、警察との連携が必要と考えられる事案として、例えば、

- ①ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。
- ②感情を抑えきれずにハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。
- ③断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- ④相手の所持品を盗む。
- ⑤度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
- ⑥インターネット上に実名をあげて身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工等と悪口を書く。
- ⑦同級生に対してスマートフォンで自身の卑猥な写真・動画を撮影して送るよう指示し、自分のスマートフォンに送らせる。

などが挙げられている。

本校では、これまでと同様に「いじめは、どの子どもにも起こり得る」という認識の下、日ごろから児童一人一人の言動をきめ細かく観察し、状況に応じた声かけ

や見守りを継続することで、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めていくが、例に挙げたような事案に類するものが発生した際には、警察との確に連携して対応していく。

6 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導の実際

いじめを重大事態化させないためには、適切な対応を怠ればどのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有した上で、組織的にいじめに係る情報を共有し、ケースに応じた対応策を検討していくことが求められる。

また、できるだけ早い段階から、SC や SSW 等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進めることが求められる。

問題に応じて、警察へ相談するなど、学校外の関係機関等との密接な連携を図ること、及び関係する児童生徒の保護者に対するきめ細かな連絡と相談を行い、信頼関係を築くことが重要である。また、いじめが認知された後の対応として、教育委員会への報告、及び情報の整理と管理、ケース会議等の記録の作成と保管を行うことも不可欠である。

※参照 「生徒指導提要」

(令和4年12月 文部科学省)